



# いろいろな職場で働いています

## ～ 一般就労と福祉的就労 ～

障害のある人の働き方には、企業等で働く「一般就労」の他、「福祉的就労」があります。福祉的就労は、福祉サービスを提供する事業所での作業等を通じて、収入を得る働き方です。

福祉事業所には様々な種別しゅべつがあり、作業内容は事業所ごとに異なります。福祉的就労を経て一般就労をする人もいれば、福祉的就労で働き続ける人もいます。

### コラム とくれいこがいしゃ 特例子会社で働く

特例子会社は、障害のある人の雇用促進や安定を目的に、特別な配慮のもと設立される子会社の事です。

一定規模以上の従業員を雇用している事業主は、法律で定められた以上の割合（法定雇用率）の障害のある人の雇用が義務付けられていますが、一定要件を満たす場合に、特例子会社に雇用されている従業員を親会社やグループ企業の障害者雇用と合わせて、実雇用率の算定ができます。



●厚生労働省ホームページ  
特例子会社などについて

